

C A L L 教室等利用規程

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 CALL 教室利用規程

平成 18 年 7 月 3 日
大学規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、CALL 教室・PC 関連施設（以下「CALL 教室等」という。）の有効な利用のために、これに関して必要な事項を定めるものとする。

(利用できる者)

第 2 条 CALL 教室等を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員及び非常勤講師（以下「教職員等」という）
- (2) 本学の学生，本学関連施設の学生（以下「学生等」という）
- (3) その他，学長が認可した者

(利用の優先)

第 3 条 CALL 教室等の利用については、次に掲げる順位で優先するものとする。

- (1) 本学の授業のための利用
- (2) 本学関連施設の授業のための利用
- (3) 学校行事のための利用
- (4) 本学学生のクラブ・サークルなど課外活動に伴う利用
- (5) 本学学生の自学自習のための利用

2 前項第 1 号に掲げる授業とは、次のものとする。

- (1) 常時利用する授業は、本学及び本学関連施の教育課程（カリキュラム）で定められたもの
- (2) 臨時に利用する授業は、事前に学務係へ申し出て、かつ学長の許可を認めたもの

(利用できる時間)

第 4 条 CALL 教室等を利用できる時間は、別に定める。変更の時間は適切に公表する。

(利用できない日)

第 5 条 CALL 教室等は、次の各号に掲げる日に利用することはできな

い。ただし、止むを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 土、日曜日及び祝日
- (2) 大学が定める休日
- (3) システムダウン等により機器が使用できないとき
- (4) 大学が定める休業日など
 - ① 年末年始（12月30日から翌年の1月3日まで）
 - ② 器材の整備点検日

（CALL 教室等の利用の拒否）

第 6 条 本利用規程に従わない場合は、学生、教職員であっても CALL 教室等の利用を拒否できるものとする。

（禁止事項）

第 7 条 CALL 教室等の利用にあたって、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) CALL 教室等の設備及び備品の損傷、又は亡失
- (2) 営利行為等の利用の原則に反する行為
- (3) ネットワーク上の他者に迷惑を与える等のネチケットに反する行為
- (4) プライバシー・著作権の侵害等の法令に反する行為
- (5) システムの運用に支障を及ぼす行為
- (6) システムの不正な利用またはそれを助ける行為
- (7) システムを不当に占有または浪費する行為
- (8) CALL 教室等における飲食及び飲食物の持ち込み行為
- (9) 本学または本学関連施設等の名誉を傷つける行為
- (10) その他、CALL 利用の手引きに記載された禁止行為

（利用許可の取消）

第 8 条 前条の行為が認められたとき CALL 教室等の利用許可を取り消すことができる。

（賠償）

第 9 条 CALL 教室等を利用する者が、CALL 教室等の設備及び備品を損傷し、又は亡失したときは、相当額をもって賠償しなければならない。ただし、止むを得ない理由があると認められる場合は、この限り

でない。

（設備の使用）

第 10 条 CALL 教室等に設置されている設備の利用については，利用の手引きに従うものとする。

（パソコン機器の障害連絡）

第 11 条 パソコン機器類の不具合又は故障が生じたときは，速やかに学務係へ連絡し，その指示を受けるものとする。

（事務取り扱い）

第 12 条 CALL 教室等の利用に関する事務・運営・管理は，学務係が担当する。

（雑則）

第 13 条 この規程の施行に関し必要な追加事項は，学長が別に定める。

附 則

この規程は，平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 5 日大学規程第 19 号）

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日大学規程第 42 号）

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。